

随意契約理由書

1 業 務 名	改修、改良を繰り返した橋梁の永続性にかかる検討業務
2 業 者 名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路の既設構造物の大規模更新事業に資する永続性評価、検討を行うものであり、評価の問題点・課題点を正確に把握し、更新対象橋梁、継続使用対象橋梁の選定、構造提案の策定等の高度な検討を行うものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、<u>①都市高速道路の橋梁構造物を熟知し、かつ技術基準に精通していること、②鋼構造、コンクリート構造、耐震設計に関する現状と解決すべき課題、高度な解析などに精通しているとともに、改善策を立案できるような専門知識を有していること、③当社の技術審議会構造技術委員会と一貫した検討が可能な又はそれと同等な有識者委員会の組織運営の実績を有していること</u>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所は、</p> <p>① 阪神高速道路の技術図書の編纂に資する調査研究の実績を有しているほか、他の都市高速道路の保全情報関連業務の受注実績も有しているなど、<u>阪神高速道路をはじめとする都市高速道路の構造物を熟知し、技術基準に精通している。</u></p> <p>② 「<u>阪神高速道路の既設構造物の長寿命化に係る技術開発及びその効果検証業務</u>」を当社から受注し実施するなど、<u>鋼構造、コンクリート構造、耐震設計の全てに関する高度な解析及び実験マネジメントに精通している。</u></p> <p>③ <u>当社技術審議会や同審議会構造技術委員会の顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有しており、当社の技術審議会構造技術委員会と一貫した検討が可能な有識者委員会の組織運営の実績を有している</u>と認められる。</p> <p>このように、同法人は上記要件を全て満たしていると認められる。</p> <p>なお、管理本部において、以下に示す本業務と同種の業務を過去3年のうち2回、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、応募要件を満たす応募者は現れず、結果として当該特定公益法人等と契約を締結している。</p> <p>①阪神高速道路の既設構造物の長寿命化に係る技術開発及びその効果検証業務 ②阪神高速道路の既設構造物の長寿命化に係る技術開発及びその効果検証業務(2020年度)</p> <p>よって、本件の契約方法としては、契約事務取扱マニュアル第6編「随意契約」第2「公募又は企画競争実施の判定基準」において、(1)競争性のない随意契約による場合 ③エ3)に該当することから、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	